

公 告

大隅河川国道事務所管内（電気通信設備）における 災害時等応急対策業務に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和4年 2月 3日

国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、協定区間において災害が発生し、若しくは、災害の発生が予想される場合、これらの応急対策に関し、必要な電気通信関係機材、資材、労力等（以下「資機材等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、迅速に緊急時の応急復旧工事又は対策工事等を実施することを想定し、あらかじめ工事実施社を定めておくことにより、災害の拡大防止と被害施設等の早期復旧を期する事を目的としたものである。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

なお、本協定の協定書は別紙－1のとおりとする。

(2) 基本協定締結区域

基本協定締結区域は、直轄管理区間とし、別図「担当区域図」に示す東部地区又は西部地区とする。

(3) 基本協定の作業内容

主な作業内容は、光ケーブルの応急対策工事等とする。

(4) 協定期間 令和4年 4月 1日 ～ 令和5年 3月31日

(5) 基本協定の締結業者選定

本協定締結業者選定は、次に掲げる技術資料に基づき総合的に評価し、協定締結業者（東部地区：2社程度、西部地区：2社程度）を選定する。

①工事基地の位置 ②緊急時の体制の有無 ③配置可能技術者数等 ④資器材等の調達
⑤光ケーブル敷設の実績 ⑥通信設備工事成績の評価 ⑦災害協定等の締結実績

(6) その他

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度通信設備工事の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度通信設備工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和4年4月1日時点において受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

なお、認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。

(3) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、大隅河川国道事務所へ概ね2時間程度で到達できる体制を確保できること。

(4) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における通信設備工事に係る有資格業者(令和3年度現在認定されていれば可)の認定を現在まで継続して受けていること及び令和5年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。

なお、経常建設共同企業体が現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(5) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所が所在し、また、派遣技術者が所属する部署の所在地が鹿児島県内(離島を除く)にあること。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 災害協定に基づき災害協定業者との工事請負契約を取り交わす時点において、災害協定業者は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1(電話 0994-65-2994)

国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所

担当 : 調査第一課 建設専門官 (内線401)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 : 令和4年2月3日(木)から令和4年2月25日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所 : 〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 調査第一課

③ 交付方法 : 大隅河川国道事務所ホームページ(記者発表)に掲載する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間 : 令和4年2月3日(木)から令和4年2月25日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所 : 上記3.(2)②に同じ。

③ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

4 その他

(1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

(2) 本協定締結後は、業種が電気通信工事において、総合評価入札制度の評価対象となる。

大隅河川国道事務管内(電気通信設備)における 災害時等応急対策業務に関する基本協定

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男忠明(以下「甲」という。)と、株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

(目 的)

第 1 条 この協定は、甲の直轄管理区間において発生した災害(直轄管理区間外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体の管理区間)において発生した災害であって、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である九州地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ。)若しくは災害の発生が予測された場合の応急対策に関し、これに必要な組織及び電気通信関係機材、並びに資材、労力等(以下「建設資機材等」という。)の確保及び、その動員方法を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

(業務の内容)

第 2 条 甲は、直轄管理区間内で災害が発生し、または発生の恐れがある場合に、必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。

2. 乙は、前項の要請があったときは、特別な理由がない限り甲の指示により当該災害の応急対策業務を実施するものとする。
3. 応急対策業務の主な内容は、光ケーブルの災害復旧等とする。
4. 甲は乙に国土交通省が保有する災害対策用機械・機器の運搬及び運転に係わる業務を要請する場合もある。
5. 乙は、適切な対応ができるよう(財)河川情報センター、(財)日本道路交通情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

(業務の実施区間)

第 3 条 業務の実施区間は、別図に示す【西部地区内の桜島直轄砂防施工区域及び道路直轄管理区間とする。】【東部地区内の河川及び道路の直轄管理区間とする。】

(建設機械等の報告)

第 4 条 乙は、あらかじめ災害時に備え、建設資機材等の数量等を把握し書面により報告するものとする。

2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合又は、甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲に、書面により報告するものとする。
3. 甲は、甲の保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第 5 条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、それぞれに対し建設資機材等を提供するものとする。

(出動の要請)

第 6 条 甲は、乙に対し第 3 条の業務実施区間の具体的な災害状況に応じ応急対策業務

のための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。

(契約の締結)

第 7 条 甲の出動要請があった場合には、速やかに工事請負契約を締結するものとする。

(業務指示)

第 8 条 業務の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する主任監督員等が行うものとし、乙は、その指示に従うものとする。

2. 第 2 条第 3 項業務の指示は、災害現場へ到着するまでは、甲が行う。到着後は、出動要請を行った者が指示し、乙は、その指示に従うものとする。

(業務の実施)

第 9 条 乙は、第 6 条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出動し、応急処置等の業務を実施するものとする。

2. 乙の現場責任者は、出動後遅滞なく作業時間及び使用建設資機材等を主任監督員に書面により報告するものとする。

(広域要請)

第 10 条 甲は、大規模な災害が発生した場合は、第 3 条の業務の実施区間にとらわれることなく出動を要請することが出来るものとする。

2. 乙は、前項の要請があったときは、河川、砂防、道路を問わず、甲の指示により当該災害の応急処置を実施するものとする。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第 13 条 この協定の証として、本書 2 通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 31 日

甲 住所 鹿児島県肝属郡肝付町新富 1 0 1 3 - 1
氏名 国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙 住所 ○○○○○○○○○○
氏名 株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○ ○○

